

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：パナソニック産機システムズ（株）
住所：東京都墨田区押上 1－1－2

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 7 月 18 日 2 ヶ月
 至 令和 7 年 9 月 17 日

3. 事実概要
パナソニック産機システムズ（株）は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、22 日間の営業停止処分を受けた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 13 号に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 13 号>

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9－8 6 4－0 5 6 4